

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 合同会社 RAGEN

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (03-3903-1035) (月～金曜日 09:00～18:00)
担当 介護支援専門員 板谷 なおみ / 管理責任者 板谷 なおみ
ご不明な点は、何でもおたずねください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 RAGEN
代表者氏名	代表社員 板谷 伸一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都練馬区旭町 2-24-22 電話 03-3977-1535 FAX 03-3977-1033
法人設立年月日	平成 23 年 11 月 15 日

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	花はな
所在地	東京都北区赤羽 2-37-2 winKIDOURA VI1F 電話 03-3903-1035 FAX 03-3903-1030
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第 1371706209 号)
サービスを提供する	北区・練馬区・和光市
第三者評価	実施なし

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名

介護支援専門員 2 名 (うち主任介護支援専門員 1 名) 常勤 2 名 (管理者と兼務)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 9 時から午後 6 時まで

(土・日曜・祝日・8 月 13 日～15 日 12 月 30 日～1 月 3 日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的なながれ」 参照

※必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を致します。

- ・区町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保険サービス
- ・寝具乾燥サービス
- ・地域住民による見守り、会食等の自発的な活動によるサービス
- ・保健師・看護婦・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

※【契約書別紙1】記載あり

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も、介護支援専門員がお訪ねするための交通費も無料です。

解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】

花はな 03-3903-1035 担当者 板谷 なおみ

(平日9:00~18:00 土日祝は留守番電話にて対応)

担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

【市町村（保険者）の窓口】

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

北区 介護保険課 03-3908-1286 (8:30~17:00 月~金)

練馬区 介護保険課 03-3993-1344 (8:30~17:00 月~金)

埼玉県 介護保険課 048-830-3255 (8:30~17:00 月~金)

東京都国民健康連合会 03-6238-0177 (8:30~17:00 月~金)

【東京都相談窓口】

東京都介護保険制度相談窓口（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）03-5320-4597

東京都介護保険審査会事務局（要介護認定結果などへの不服申立）03-5320-4293

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情が発生した場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなど、詳しい状況を伺い把握する。

②担当介護支援専門員から状況を確認し、把握する。

③管理者が必要と判断した場合は、担当介護支援専門員を中心に検討会議を開く。

④検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を「苦情対応報告書」に担当介護支援専門員が記入して、報告・提出することとする。

⑤検討会議の結果、必ず具体的な対応を早急に行う。

⑥「苦情対応報告書」を記録して、台帳（パソコンデータベース）に保管し、再発防止のために役立てる。

⑦事業所での対応が困難な場合は、区市町村及び国保連に相談し、その指示を仰ぐ。

6 当法人の概要

法人種別・名称	営利法人
資本金	3,000,000 円（資本準備金含まず） ※令和5年6月1日現在
社員数	9名（正社員のみ）
設 立	平成23年11月
所在地・電話	東京都練馬区旭町 2-24-22 代表社員 板谷 伸一 電話 03-3977-1535

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、地域密着型通所介護事業、障害福祉サービス事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- (2) また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者 管理者 板谷 なおみ

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区または警察に通報します。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています

<u>保険会社名</u>	<u>三井住友海上火災保険</u>	<u>保険名</u>	<u>賠償責任保険</u>
--------------	-------------------	------------	---------------

7. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

8. 重要事項説明書の概要等

当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表します。

9. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年 1 回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理等

- (1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 身体的拘束の原則禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. ハラスメント防止禁止

適切な介護支援事業等の提供を確保する観点から業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. その他

(1) 会議や多職種連携におけるICTの活用

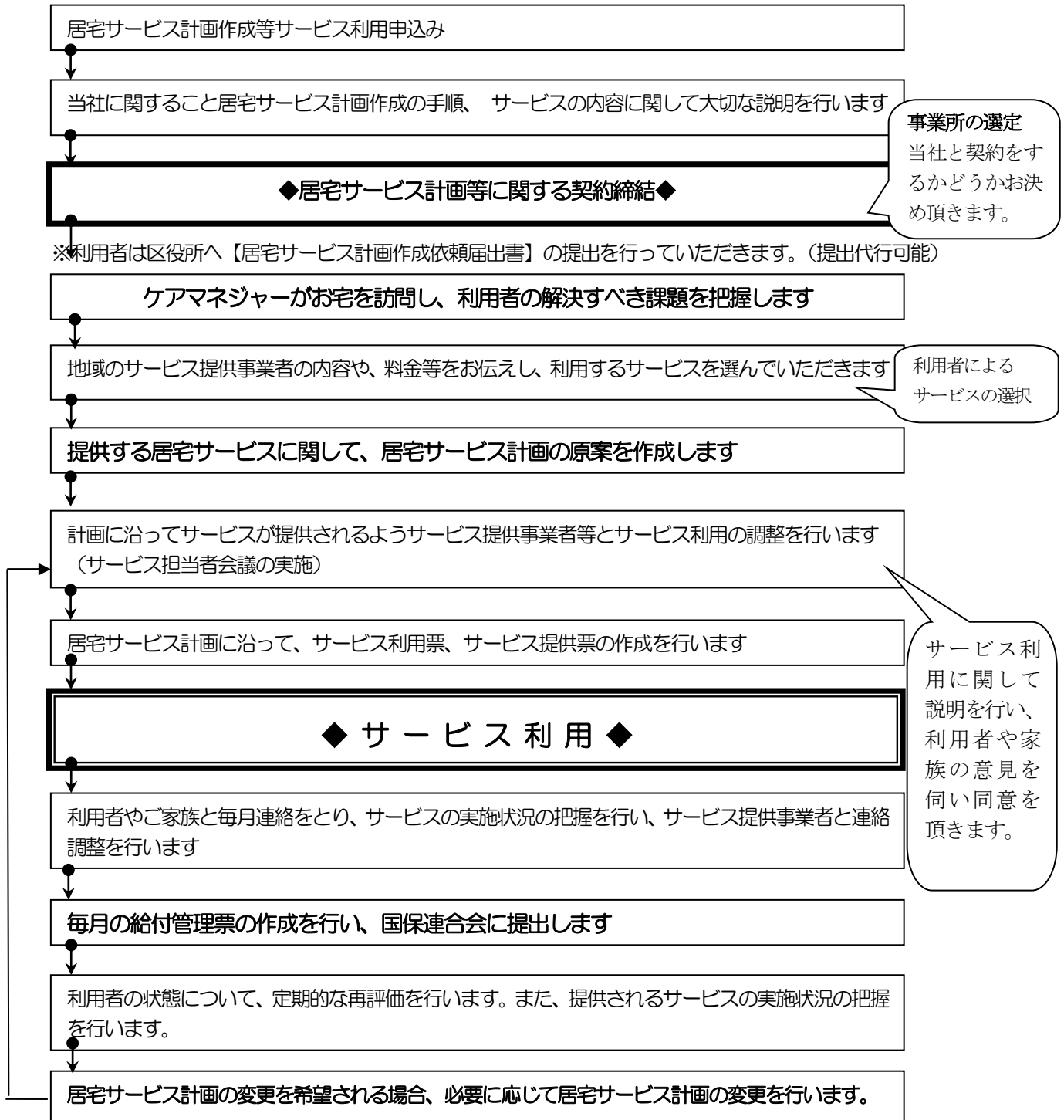
各種会議等の実施について感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用し実施する。

(2) 電子的記録による保存

初期記録の保存・交付等について、電磁的な対応を行い電子的記録による保存を行う

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



※①居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から担当ケアマネジャーへ複数のサービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画書の原案に位置付けた指定事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

②医療系サービスを計画に位置付ける場合は、主治医の意見を求めます。意見を求めた医師等にも居宅サービス計画書を交付致します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとついて重要な事項を説明しました。

③利用者が病院又は診療所に入院する場合は、利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援する為、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していたサービス等の情報を入院先医療機関と共有させていただきます。

利用者またはご家族は、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先（事業所名、電話番号）を当該病院又は診療所にお伝え頂けるようご協力をお願い致します

事業者	所在地	東京都練馬区旭町 2-24-22
	名 称	合同会社 RAGEN
	代表社員	板谷 伸一

事業所	所在地	東京都北区赤羽 2-37-2
		WinKIDOURA VI 1F
	名 称	花はな

管理者 板谷 なおみ

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

(付属別紙3)

事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 51%
通所介護 47%
地域密着型通所介護 40%
福祉用具貸与 49%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

令和7年3月～令和7年8月現在

訪問介護	花はなケアステーション事業所 60.3%	宝ケア 10.05%	サンスロープ 7.69%
通所介護	社会福祉法人 うらら 20.0%	社会福祉事業団 14.11%	ケア・ネット 11.76%
地域密着型 通所介護	デイサービス花はな事業所 64.61%	ピースフルデイ 20.51%	レコードブック 10.44%
福祉用具貸与	シルバーフォクソン 20.93%	トーカイ足立 18.77%	スマイルハート 9.23%

上記について、説明を受け内容に同意します。

年 月 日

氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

判定時期は、年2回です

- ・ 前期9月1日～2月末日
- ・ 後期3月1日～8月末日